

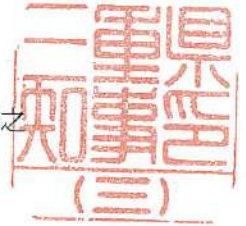
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 三重県四日市市小林町3029番地208
氏 名 株式会社田中商店
代表取締役 田中 光広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5年 9月27日
許可の有効年月日 令和12年 9月26日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
以上10種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上5種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又
は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積
替え又は保管を行う場合に限る。)

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 8月19日 新規許可

平成30年 9月28日 更新許可

令和 5年 8月19日 更新許可

令和 5年 9月27日 更新許可及び優良認定(本来の許可の有効年月日(令和10年8月18日)を前倒し)

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面)

所在地 三重県四日市市平尾町字宝殿 6 6 5 番 2 の一部、平尾町字南川原 9 2 1 番 1 の一部

面積 2 5 5 m²

産業廃棄物の種類	積替えのための 保管上限	積み上げる ことができ る高さ
混合廃棄物 【廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） 紙くず、木くず、繊維くず、 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）】 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上7種類	2 4 m ³	—
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	0. 4 m ³	4 2 m ³ —
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、金属くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上2種類	0. 2 m ³	
廃油 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	0. 6 m ³	
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
紙くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
木くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
繊維くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
動植物性残さ （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	0. 6 m ³	
金属くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	2. 3 m ³	
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、 ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上3種類	2. 3 m ³	
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類	4. 6 m ³	
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。） がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上3種類	8. 0 m ³	